⑵　疫学関連家きん

調査の結果、次の家きんであることが明らかとなったものは、疫学関連家きんとして、法第32条第１項の規定に基づき移動を禁止し、臨床症状の観察を行うとともに、患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に血清抗体検査を行う。

①　病性判定日から遡って８日以上21日以内に患畜と接触した家きん

②　病性判定日から遡って８日以上21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家きん

③　病性判定日から遡って21日以内に発生農場に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から７日以内に出入りした他の農場等で飼養されている家きん

④　第５の２の⑴の②のオ及びカ並びに⑵の②のキ及びクに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

２　制限区域内の周辺農場の検査

⑴　発生状況確認検査

都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後、原則として24時間以内に、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める農場（家きんを100羽以上飼養する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

①　高病原性鳥インフルエンザの場合　移動制限区域内の農場

②　低病原性鳥インフルエンザの場合　制限区域内の農場

⑵　清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、⑴と同様の検査を行う。

３　検査員の遵守事項

２の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

①　当該農場を出る際には、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。

②　帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

③　立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、遺伝子検査の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

４　その他

⑴　農林水産省は、１の調査及び２の検査並びに動物衛生研究所の行う検査の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を行う。

⑵　発生農場の防疫措置に従事した日から７日を経過していない者は、１の調査及び２の検査において、農場に立ち入らないものとする。

第13　ワクチン（法第31条）

１　現行のワクチンは、本病の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画・無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれを生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。また、肉用鶏については、ワクチン接種した場合に、休薬期間に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の問題もある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期の発見と患畜又は疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わない。

２　農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけるとと殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する（なお、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、法上、予防的殺処分は認められていない。）。

①　埋却を含む防疫措置の進捗状況

②　感染の広がり（疫学関連農場数）

③　環境要因（周辺家きん農場数、家きん飼養密度、山・河川の有無等の地理的状況）

３　農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

①　実施時期

②　実施地域

③　対象家きん

④　その他必要な事項（本病の発生の有無を監視するための非接種家きんの設置、移動制限の対象等）

４　都道府県は、緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。この際、農林水産省は、必要十分なワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲渡し、又は貸し付ける。

５　農林水産省は、感染予防が可能なワクチンの研究・開発を強力に進め、その成果が出た場合には、本指針を速やかに見直すものとする。

第14　家きんの再導入

第７の４の消毒を行った後、都道府県は、家きんの再導入を予定する農場を対象に、次の検査を行う。この際、都道府県は、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう指導を徹底する。

１　家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査

２　清浄性確認のため導入した家きん（以下「モニター家きん」という。）の臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査

第15　農場監視プログラム

１　農場監視プログラムの適用

⑴　患畜又は疑似患畜とは判定されなかったものの、Ｈ５又はＨ７亜型のＡ型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が確認された家きんを飼養する農場については、次の２から５までに掲げる措置（以下「農場監視プログラム」という。）を適用する。

⑵　農場監視プログラムは、農場監視プログラムの適用開始時において飼養されている全ての家きんが処理された時点で、適用を終了する。

⑶　なお、都道府県知事は、適用農場（農場監視プログラムが適用された農場をいう。以下同じ。）において第９の１の⑸の①から③までに掲げる異状を確認した場合には、直ちに報告を行うよう家きんの所有者に求める。

２　移動制限

⑴　適用農場においては、法第32条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を禁止する。

①　生きた家きん

②　家きん卵

③　家きんの死体

④　敷料、飼料、排せつ物等

⑤　家きん飼養器具

⑵　制限の対象外

①　敷料等の移動

敷料、飼料、排せつ物、家きんの死体等は、動物衛生課と協議の上、これらを焼却し、埋却し、又は消毒することを目的に処理施設等に移動することができる。この場合、移動時に第９の５の⑺の②のアからクまでの措置を講ずる。

②　家きん卵の出荷

家きん卵は、動物衛生課と協議の上、ＧＰセンター及びふ卵場に出荷することができる。

③　家きんの出荷

モニター家きんを対象とする４の⑵の検査により全て陰性を確認している場合には、飼養家きんを食鳥処理場に直接搬入することができる。この場合、移動時に第９の５の⑴の②のアからクまでの措置を講ずる。

３　周辺農場の検査

適用農場を中心とした半径５キロメートル以内の区域にある農場について、１の⑴の抗体の確認後、原則として24時間以内に、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施する。

４　清浄性の確認のための検査

⑴　適用農場においては、家畜防疫員が標識を付したモニター家きんを、全ての家きん舎を対象に、１家きん舎当たり30羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りがないよう配置する。

⑵　都道府県は、モニター家きんを配置した日から14日後及び28日後に、適用農場における全ての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

⑶　都道府県は、モニター家きんを配置した日から28日が経過した後は、原則として28日ごとに、⑵の検査を実施する。